

新型コロナが感染症法上、2類から5類に移行しました。

感染症法上の分類と 主な措置		公費負担	医療費	強制入院	入院勧告	就業制限	適用	無症状者への	外出自粛要請	濃厚接触者の
分類	主な感染症									
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1類	エボラ出血熱、ペストなど	○	○	○	○	○	○	○	×	×
2類	結核、SARSなど	○	○	○	○	○	×	×	×	×
3類	コレラ、細菌性赤痢など	×	×	×	○	○	×	×	×	×
4類	デング熱、日本脳炎など	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5類	季節性インフルエンザなど	×	×	×	×	×	×	×	×	×



新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から2類から5類に移行しました。感染対策は個人の判断に委ねられるほか、幅広い医療機関で患者を受け入れるなど、

3年余り続く国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。

これまで外出自粛の要請や入院勧告など厳しい措置をとることができる「2類」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。一方で、感染したあとの療養期間の目安として発症翌日から5日間は外出を控えることを推奨しています。また、無料にしてきた医療費の窓口負担分については検査や外来費用などが自己負担になります。

また、流行状況の把握も全数把握から指定された医療機関が1週間分をまとめて報告する「定点把握」になります。